

報告

科学者コミュニティから見た
今後の知的財産権制度のあり方について



平成 22 年(2010 年) 8 月 4 日

日 本 学 術 会 議

科学者委員会

知的財産検討分科会

この報告は、日本学術会議科学者委員会知的財産検討分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議 科学者委員会 知的財産検討分科会

委員長	藤嶋 昭	(第三部会員)	東京理科大学 学長
副委員長	野本 明男	(第二部会員)	(財)微生物化学研究会理事長・微生物化学研究所・所長
幹事	隅藏 康一	(特任連携会員)	政策研究大学院大学准教授
幹事	渡部 俊也	(特任連携会員)	東京大学先端科学技術研究センター教授
	佐藤 学	(第一部会員)	東京大学大学院教育学研究科教授(平成21年10月まで)
	笠木 伸英	(第三部会員)	東京大学大学院工学系研究科教授
	古川 勇二	(第三部会員)	職業能力開発総合大学校校長
	入江 正浩	(連携会員)	立教大学理学部教授
	須田 年生	(連携会員)	慶應義塾大学医学部教授
	永井 良三	(連携会員)	東京大学大学院医学系研究科教授
	松本 恒雄	(連携会員)	一橋大学大学院法学研究科教授
	長岡 貞男	(特任連携会員)	一橋大学イノベーション研究センター教授

要 旨

1. 作成の背景

2008年6月に公表された内閣知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2008」において、大学・研究機関における知的財産戦略を強化して知的財産の創造を促進するための方策の一つとして、日本学術会議に対して、「学界の要望等も踏まえ、知的財産政策等に関して検討を行い、具体的な提言を行う」ことが要望された。

そこで、日本学術会議は、大学や研究機関における創造活動をよりいっそう活性化するためにはどのような知的財産権制度が望ましいかについて、検討し提言を行うために、知的財産検討分科会を設置した。

本分科会では、はじめに、科学者コミュニティ（ここでは、大学・公的研究機関、ならびにそれらに所属する研究者の集団を指すものとする。）が基礎科学の成果に基づいて特許を取得することの社会的意義についての議論が行われた。科学者コミュニティの知的活動の成果は、公表された後は誰でも容易に利用することができるものとなり、それを基盤として次の知的活動が展開される。一方で、科学者コミュニティの研究活動の多くは公的資金でまかなわれているため、研究成果を社会（納税者）に還元することが求められている。研究成果が社会に還元されるためには、多くの場合、企業において研究開発に対する持続的な（フォローオンの）投資がなされる必要があるが、そのためには、基礎科学の成果が得られた段階で特許権が取得され、知的財産権として独占的に使用できる状態になっていることが必要な場合もある。このような理由から、基礎科学の成果を特許化することに社会的意義が認められる。

加えて、科学者コミュニティにおいて基本発明が特許化されて適正な活用がなされれば、その基本発明の改良発明について特許権が取得されて特定の者に制限的に行使されることなく、広く開放すべき技術と権利として保護すべき技術を適切に切り分けることが可能となり、科学者コミュニティにおける当該分野の研究の自由度を高めることになる。

このような認識のもと、アンケートやシンポジウムを実施して広く意見を求めながら、特許制度をはじめとする知的財産権制度に対して、科学の発展とその社会還元を促進するにはどのような施策が必要であるかを審議しまとめたものが、本報告である。また、知的財産検討分科会では、さらに、学協会誌の発行や科学者コミュニティにおける知の交流と密接な関係を持つ著作権制度についても検討し、権利の保護と公開性の確保との調和が必要な事項として、報告に含めた。

2. 現状及び問題点

現状において、知的財産権制度は、科学者コミュニティに対して正負の影響をもたらしている。すなわち、知的財産権制度は、研究成果の社会還元を促進する一方で、基本となる発明の特許権の行使によって後に続く研究開発を困難にしたり、特許取得の可能性を確保するための行動が原因となって新知見を人類共通の財産として早期に発信するという科学者コミュニティ本来の使命との間に齟齬を生じさせる場合もある。権利を保護すること

による排他的利益と利用を促進することによる公益的利益が対立するのであり、その影響は研究活動だけでなく、教育活動にも及ぶ。知的財産権による排他的利益と公益的利益をバランスさせてゆくための制度構築が必要不可欠である。

このような現状において、我が国の学術団体（以下、学協会という。）ならびにそれらの学協会が扱う各学術分野において、知的財産に関してどのような課題や問題点があるのかを洗い出すために、学協会を対象としてアンケート調査を実施した。そして、アンケート調査の結果を参考にしながら審議を進めたところ、科学者コミュニティにおける知的財産をめぐり、以下の課題が浮上してきた。

- ① 科学者コミュニティの自由な学術研究と、学術研究の成果として生み出される新たな知見の知的財産活動との調和を図ること。
- ② 科学者コミュニティの生み出す新知見の権利保護を進めつつ、権利化された成果への世界中からのアクセスを可能にすることとの調和を図ること。
- ③ 産学連携における知的財産活動の見直しを図ることで、科学者コミュニティにとってよりよい知的財産権制度の構築を図ること。
- ④ 科学者コミュニティの知見を知財司法において活用し、よりよい司法判断を可能にすること。

3. 報告の内容

知的財産権制度に対する現状分析と課題抽出に基づいて、知的財産権制度が科学の発展とその社会還元の見地からより有意義なものとなるよう、本分科会では、抽出された各課題に関する具体的な施策を検討し、それぞれの課題に対して以下の提案を行った。

(1) 科学者コミュニティの自由な学術研究と知的財産活動との調和

科学者コミュニティの自由な学術研究と、学術研究の成果として生み出される新たな知見の知的財産活動との調和を図るべきである。具体的課題として、学術研究の成果公表の遅れを必要最小限にとどめるため、論文による特許出願を可能とする新たな制度を導入すべきである。また、特許法 30 条の改訂、ならびに、グレース・ペリオド（発明者自身によって学会発表や論文としての公表を行ってからその成果を特許出願するまでに認められる猶予期間）に関する国際調和の推進を行う必要がある。また、パテント・トロール（特許権保有者から特許を買い集め、それらの特許を自ら実施する、あるいは積極的にライセンスするという意図なく、差止請求権の威迫を背景に専ら金銭を請求する企業）問題に関して、制度的に解決が図られるよう、関係各機関に要請する必要がある。

(2) 新知見の権利保護と、権利化された成果へのアクセスとの調和

科学者コミュニティの生み出す新知見の権利保護を進めつつ、権利化された成果への世界中からのアクセスを可能にすることとの調和を図るべきである。具体的課題として、パテント・コモンズ（特許化された研究成果へのアクセスを促進する仕組みの一つであり、特許の集合体の全体又は一部分について、基礎科学における使用などの一定の条件

に合致する場合には、無償で特許を使用させるもの)、パテント・プール(特許化された研究成果へのアクセスを促進する仕組みの一つであり、特許の集合体の全体又は一部分について、個々の特許権者との交渉無しに、合理的な価格で無差別的・非独占的に使用を許諾するもの)などをはじめとする、特許化された研究成果へのアクセスを促進する仕組み、特許化されたりサーチ・ツールの使用の円滑化、著作権についての相談窓口の設置、ならびに、著作物を円滑に流通させる仕組みについての検討を進める必要がある。

(3) 産学連携における知的財産活動の見直し

産学連携における知的財産活動の見直しを図ることで、科学者コミュニティにとってよりよい知的財産権制度の構築を図るべきである。具体的課題として、産学連携コンソーシアムの円滑な構築のため、知的財産の取り扱い、知的財産の発明者の認定、参加各機関のノウハウの流出防止などについて、最善の方法を検討する必要がある。科学者コミュニティにおいて生み出される特許の質の向上およびその活用の促進、国際標準化への貢献、ならびに科学者コミュニティにおける知的財産活動の見直しも、重要である。

(4) 知財司法における科学者コミュニティの知見の活用

科学者コミュニティの知見を知財司法において活用し、よりよい司法判断を可能にするべきである。具体的課題として、専門委員制度・調査官制度をさらに発展させる必要がある。また、日本版アミカス・ブリーフ(裁判における法廷助言者からの意見書)の導入、ならびに鑑定制度における問題に対応することも重要である。

目 次

1. はじめに.....	1
(1) 知的財産・知的財産権.....	1
(2) 特許制度.....	1
(3) 著作権制度.....	2
(4) 知的財産検討分科会の発足までの経緯.....	2
2 知的財産権制度と科学者コミュニティのかかわり.....	4
(1) アンケート調査.....	4
(2) 科学者コミュニティに対する知的財産権制度のポジティブな影響.....	4
(3) 科学者コミュニティに対する知的財産権制度のネガティブな影響.....	5
(4) 権利保護による排他的利益と公共的利益の対立.....	6
(5) アンケート調査から浮かび上がってきた課題.....	7
3 学術研究と知的財産活動との調和.....	8
(1) 論文による特許出願を可能とする制度.....	8
(2) 学術研究の成果公表と知的財産活動.....	9
(3) パテント・トロール問題.....	9
4 学術研究成果の知的財産権とアクセス.....	11
(1) 特許化された研究成果へのアクセスの促進.....	11
(2) 特許化されたリサーチ・ツールの使用の円滑化.....	11
(3) 著作権についての相談窓口の設置.....	12
(4) 著作物の円滑な流通の仕組み.....	13
5 産学連携における知的財産活動の見直し.....	14
(1) 産学連携コンソーシアムにおける知的財産の取り扱い.....	14
(2) 学術研究から生みだされる特許の質の向上.....	14
(3) 学術研究から生み出される特許の活用の促進.....	15
(4) 知的財産の創出による国際標準化への貢献.....	16
(5) 科学者コミュニティにおける知的財産活動の位置づけ.....	16
6 知財司法における科学者コミュニティの知見の活用.....	18
(1) 専門委員制度・調査官制度.....	18
(2) 日本版アミカス・ブリーフ.....	19
(3) 鑑定制度.....	19
7 新たな知的財産権制度の構築に向けて.....	20
<参考文献>.....	21
<参考資料1> 用語集.....	23
<参考資料2> アンケート調査の結果概要.....	25
<参考資料3> 知的財産検討分科会審議経過.....	34

1. はじめに

(1) 知的財産・知的財産権

知的財産の創造・保護・活用を促進するためのよりよい制度設計を目指して、2002年に日本において制定された知的財産基本法の中の第二条において、「知的財産権」は、「特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。」と定義されており、これに対応して「知的財産」は、「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号等商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。」と定義されている。

本分科会では、本来、「知的財産」とは、上記の条文で例示されているものにとどまらず、人間の創造的活動により生み出されるものを広く包含するものであると捉える。したがって、大学や研究機関で日々生み出される研究成果は、特許出願や論文発表の前の実験データや分析結果を含めて、知的財産である。そうした知的財産の中には、すぐに公開して誰でもアクセスできるようにすべきものと、知的財産権として保護するのに適したものに二分される。元来、知的財産の保護とアクセス性の確保は対立するものではなく、権利を保護した上で、一定の対価を払えば誰もがアクセス可能なものとするといった形で、両立できることが原則であると考え。なお、本報告の中で、特許や著作権などの知的財産権の保護と活用に関する法制度のことを、知的財産権制度とよぶ。

(2) 特許制度

大学や研究機関の研究活動で生み出された発明は、特許制度のもとで権利の保護がなされる。

日本の特許法第一条には、「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。」と述べられており、その精神は、発明者の権利を保護するとともに、発明を広く社会に供することが目的とされている。

特許制度は国ごとに存在しており、特許などの工業所有権について定めたパリ条約（1883年制定）においては、各国の特許は独立のものであることが定められているが、同時に同条約では、各国の特許制度において国内の者と国外の者が差別されないこととなっている。1978年に発効した特許協力条約（PCT）により、複数の国で特許を取得する際に出願の手間が削減されることとなった。さらに、世界知的所有権機関（WIPO）では、2000年に特許出願手続きの簡素化と国際的な統一化を目指す特許法条約（PLT）が採択されるなどの動きもある。世界貿易機関（WTO）のTRIPS協定には、各国における特許権などの知的財産権の保護に関しての最低限の水準が定められている。

このように国際調和に向けた動きは既に存在しているが、特許制度の国際的な統一

化はまだ実現していない。

(3) 著作権制度

大学や研究機関で生み出された著作物は、著作権制度のもとで著作権の保護がなされる。

日本の著作権法第一条には、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」と定められている。すなわち著作権法においては、権利を保護するだけでなく「公正な利用」に留意することが意識されている。

著作権制度も国ごとに存在しており、国際的な調和を図るための取り決めとしてはベルヌ条約（1886年制定）がある。

(4) 知的財産検討分科会の発足までの経緯

前述の知的財産基本法に基づいて2003年、内閣に知的財産戦略本部が設置された。以来、知的財産の創造・保護・活用並びにそれらに関連する人材育成を促進するための施策として、「知的財産推進計画」が毎年公表されている。

2008年6月に公表された「知的財産推進計画2008」[1]においては、大学・研究機関における知的財産戦略を強化して知的財産の創造を促進するための方策の一つとして、日本学術会議に対して、「学界の要望等も踏まえ、知的財産政策等に関して検討を行い、具体的な提言を行う」ことが要望された。

そこで、日本学術会議は、大学や研究機関における創造活動をよりいっそう活性化するためにはどのような知的財産権制度が望ましいかについて、検討し提言を行うために、知的財産検討分科会を設置した。

日本学術会議においては、これまでも2006年10月に発表した声明『科学者の行動規範について』[2]の中で利益相反の問題に言及し、「科学者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。」旨を明文化していた。知的財産をめぐる利益衝突は、実際に生じることが予想される利益衝突の一つである。そのため、とりわけ知的財産権と公共性の問題について詳細な検討を行う本分科会の取組みは、日本学術会議のこれまでの取組とも齟齬がないものである。

知的財産権制度に関して科学者コミュニティが取り組んだ他国の例として、米国のナショナル・アカデミー・オブ・サイエンスが2004年に発表した、今後の知的財産のあり方についての答申[3]がある。そこにおいては、特許制度の留意点として、新しい技術に対応したものであるべきであること、特許要件を満たさない発明が権利化されるべきでないこと、特許制度が技術情報の普及の役割を担うべきであること、研究開発の進展において特許化された発明や情報へのアクセスが重要であること、などが述べられている。知的財産権制度に関して科学者コミュニティが取り組むべき問題は多数存在し、科学者コミュニティの構成員一人ひとりが、当事者意識を持って取り

組んでゆかねばならない問題である。

知的財産検討分科会における検討の過程では、そもそも科学者コミュニティが基礎科学の成果に基づいて特許を取得することの社会的意義は何か、という命題についての議論が行われた。科学者コミュニティの知的活動の成果は、本来、公表された後は誰でも容易に利用することができるものとなり、それを基盤として次の知的活動が展開される。一方で、科学者コミュニティの研究活動の多くは公的資金でまかなわれているため、研究成果を社会（納税者）に還元することが求められている。研究成果が社会に還元されるためには、企業において研究開発に対する持続的な（フォローオンの）投資がなされる必要があるが、そのためには、基礎科学の成果が得られた段階で特許権が取得され、知的財産権として独占的に使用できる状態になっていることが必要な場合もある[4]。このような理由から、基礎科学の成果を特許化することには社会的意義が認められる。加えて、科学者コミュニティにおいて基本発明が特許化されて適正な活用がなされれば、その基本発明の改良発明について特許権が取得されて特定の権利者に囲い込まれる前に、広く開放すべき技術と権利として保護すべき技術を適切に切り分けることができ、科学者コミュニティにおいてその分野の研究が行われる際の自由度を高めることにもつながる。このような認識のもと、アンケートやシンポジウムを実施して広く意見を求めながら、特許制度をはじめとする知的財産権制度に対して、科学者コミュニティが向き合っゆくにはどのような考慮が必要であるかをまとめたものが、本報告である。また、知的財産検討分科会では、これに加えて、学協会誌の発行や科学者コミュニティにおける知の交流と密接な関係を持つ著作権制度についても検討し、権利の保護とアクセス性の確保との調和が必要な事項として、報告の中に包含した。

2 知的財産権制度と科学者コミュニティのかかわり

(1) アンケート調査

前章で述べたように、本分科会の目的は、日本の科学者コミュニティ（ここでは、大学・公的研究機関、ならびにそれらに所属する研究者の集団を指すものとする。）の創造活動をより盛んにするための知的財産権制度のあり方の検討である。そこで、我が国の学術団体（以下、学協会という。）ならびにそれらの学協会が扱う各学術分野において、知的財産に関してどのような課題や問題点があるのかを洗い出し、日本学術会議として知的財産に関する政策提言を実施するための基礎資料とするべく、学協会を対象に、知的財産権制度と科学者コミュニティとのかかわりに関する現状を把握するためのアンケート調査を実施した（参考資料2を参照）。実施内容は以下の通りである。

- 実施時期 平成 21 年 3 月
- 調査票送付数 1632 学協会
- 調査方法 調査票郵送
- 回答回収 郵送又は電子メール
- 質問項目 52 項目
- 回収率 734 団体（回収率 44.9%）

質問票は2部に分かれており、質問票1では各学協会に関する基本情報および学協会としての知的財産に関係する取り組みや制度についての質問を、質問票2は、各学協会の取り扱う学術分野の研究者の立場での意見を聞いた。この際、質問票1と2の回答者は別の人でも可とし、また質問票2については、学会組織を代表する意見である必要はなく、当該学術団体分野の研究者としての個人的な意見を伺うものとした。

以下、アンケート結果に基づいた考察を述べる（結果概要は参考資料2を参照）。

(2) 科学者コミュニティに対する知的財産権制度のポジティブな影響

参考資料2の図11に示されているように、アンケート調査の結果、知的財産権制度のポジティブな影響として上位2つに挙げられたのは、知識の保護と活用に関する公正なルールの徹底に役立つこと、ならびに研究成果の社会還元役立つことであった。

知的財産権制度の存在が知識の保護と活用に関する公正なルールの徹底に役立つことの端的な例として、科学者コミュニティに対する著作権制度の影響を挙げることができる。論文において他者の論文の中の表記や図表を引用する際、出典を明記することは、科学者コミュニティの慣行として決まっているだけではなく著作権法上の要請でもあるからこそ、ルールとして徹底されているものと考えられる。

次に、知的財産権制度の存在が研究成果の社会還元役立つことの端的な例として、研究成果を特許権にして企業のニーズに沿ってライセンス（権利の使用許諾のこと。実施許諾ともいう。）を行うことにより、人々の生活を豊かにする新しい製品・サー

ビスや、雇用を促進する新たな産業が生み出されることを挙げることができる。科学者コミュニティの研究成果がこうした形で社会に還元されるためには、企業において研究開発に対する投資がなされる必要があるが、そうしたフォローオンの投資が行われるためには、基礎科学の成果が得られた段階で、特許権が取得され企業において独占的に使用できる状態になっていることが必要な場合が多々ある[4]。

科学者コミュニティの知的活動の成果は、本来、公表された後は誰でも容易に利用することができるものとなり、それを基盤として次の知的活動（研究や教育）が展開される。このように科学者コミュニティにおいては、伝統的に、最新の知が共有されるという原則のもとで研究活動が行われてきた。一方で、科学者コミュニティの研究活動の多くは公的資金でまかなわれているため、研究成果を社会（納税者）に還元することが求められている。継続的に公的資金が基礎科学に投じられるためには、基礎科学の成果が社会の中で活用されていることを示し、納税者の理解を得る必要がある。その意味で、特許化とライセンスを通じて基礎科学の成果を社会に還元することは、基礎科学への政府資金の投資が継続的に行われうる環境を作るために必須の活動である。

加えて、科学者コミュニティにおいて基本発明が特許化されて適正な活用がなされれば、その基本発明の改良発明について特許権が取得されて特定の権利者に囲い込まれる前に、どの技術を広く開放すべきであってどの技術を権利として保有すべきかを、科学者コミュニティが主体となって決めることができる。そのことにより、科学者コミュニティにおいてその分野の研究が行われる際の自由度が高まることとなる。

(3) 科学者コミュニティに対する知的財産権制度のネガティブな影響

参考資料2の図12に示されているように、アンケート調査の結果、知的財産権制度のネガティブな影響として上位2つに挙げられたのは、研究成果の公開が遅れることがあること、ならびに権利意識が高まりすぎて自由な学術研究活動ができなくなることであった。

研究成果の公開の遅れは、特許出願が完了するまで研究成果を公表しない方がよいと考えられていることから生じるものである。もとより、特許法30条の規定により、発明者自身によって学会発表や論文としての公表を行い、その後6ヶ月以内に特許出願をした場合は、一定の条件を満たしなおかつ所定の手続きをとると、例外的に、新規性や進歩性の判断にあたってその公表内容が先行技術として扱われなくなる。しかしながら、欧州に特許出願する場合にはそのような猶予期間がごく限定的な条件下でしか生じないことや、公表内容を見た他者が改良発明をして先に特許出願してしまうとそれによって新規性や進歩性が失われる可能性があることから、特許出願が完了するまでは研究成果を公表しない方がよいと考えられている。そのような特許権取得の可能性を高めるための配慮が、タイムリーに研究成果を発表したい研究者のニーズとの間に齟齬を生じさせることがある。

権利意識が高まりすぎて自由な学術活動ができなくなるという問題は、権利意識の高い科学者コミュニティのメンバーが自らの保有する特許権を用いて他者の学術活

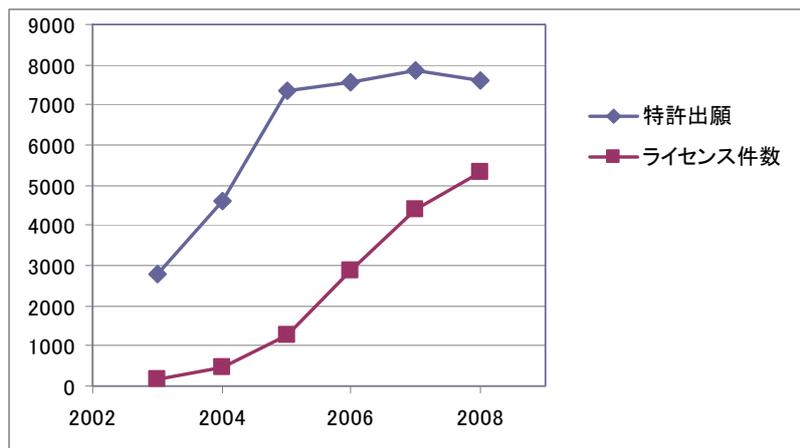
動における実施行為を排除しようとする形、権利意識の高い研究機関が研究者の学術発表活動を制約するという形、あるいは権利意識の高い研究者が増えることにより研究集会において最新のデータが隠されるようになるという形など、さまざまな形で現れる。また、学術論文やデータベースについての著作権の保有者が、自らの保有する権利に基づいて他者の複製行為を排除することによって学術活動が制約されるケースも考えうる。

(4) 権利保護による排他的利益と公共的利益の対立

上記の調査からも明らかであるように、知的財産権制度は科学者コミュニティにとって両刃の剣であり、ポジティブな影響もネガティブな影響ももたらさう。基本となる発明の特許権が行使されることで、後に続く研究開発の実施が困難になるケースや、特許取得の可能性を確保するための行動が原因となって、新知見を人類共通の財産として早期に発信するという科学者コミュニティ本来の機能との間に齟齬が生じるケースもありうる。言い換えると、権利を保護することによる排他的利益と利用を促進することによる公益的利益が対立する場面が生じるのである。その影響は研究活動だけでなく、教育活動にも及ぶ。参考資料2の図9に示したように、知的財産権制度とのかかわりが学術活動に及ぼす影響については、プラスの影響とマイナスの影響が拮抗するという結果になった。

大学の知的財産管理については、1998年の大学等技術移転促進法を機に技術移転機関(TLO)が設置され、また、2004年の国立大学法人化を契機として大学内の組織としての知的財産本部等の設置がなされるようになり、次ページの図(大学法人の特許出願件数とライセンス件数)のように特許出願件数やロイヤリティ収入は増加の傾向にある。基礎科学は企業の研究者が研究開発を行う上で重要な貢献をしており、いくつかの実証研究により、企業がイノベーションを引き起こす力は大学・公的研究機関との連携により引き上げられるということ[5]や、基礎科学の成果がなければ生み出されなかった製品が多いこと[6]が示されている。これは大学の知的財産活動の活発化という点では歓迎すべきことであるが、一方で、排他的利益と公益的利益の対立が生じやすい状況が作り出されていることもまた事実である。なお、2006年と2007年に特許出願が多い大学(上位40大学)を抽出し、それらの大学が2004年4月から2008年9月までに特許出願した案件を対象とした調査[7]によると、特許出願したもののうち審査請求を行う割合は、国立大学では平均約80%、私立大学では平均約70%であり、近年ほぼ一定の傾向である。

知的財産権に関する排他的利益と公益的利益の対立の解決策を考えるに当たっては、権利保護のためには公益が害されてもやむなしという立場も、公益的利益を守るためには排他的権利を放棄すべきという立場も、いずれも現実的ではない。排他的利益と公益的利益をバランスさせてゆくための制度構築が必要不可欠である[8]。



大学法人の特許出願件数とライセンス件数

『産学官連携データブック 2009-2010』ならびに『特許行政年次報告書 2009年版<統計・資料編>』より作成[9]

(5) アンケート調査から浮かび上がってきた課題

この他、今回のアンケート調査では、参考資料2に概略を記した質問項目に関して、調査結果を得た。それにより、科学者コミュニティにおける知的財産をめぐる、以下の課題が浮上してきた。

- ① 科学者コミュニティの自由な学術研究と、学術研究の成果として生み出される新たな知見の知的財産活動との調和を図ること。
- ② 科学者コミュニティの生み出す新知見の権利保護を進めつつ、権利化された成果への世界中からのアクセスを可能にすることとの調和を図ること。
- ③ 産学連携における知的財産活動の見直しを図ることによりよい制度の構築を図ること。
- ④ 科学者コミュニティの知見を知財司法において活用し、よりよい司法判断を可能にすること。

科学者コミュニティが抱く、知的財産権制度に対するこれらの問題意識を踏まえて、知的財産権制度が科学者コミュニティの発展のためにより有意義なものとなるよう、本分科会では、各課題を検討し、提案を行った。以下に、その具体的な内容を述べる。

3 学術研究と知的財産活動との調和

(1) 論文による特許出願を可能とする制度

科学者コミュニティは、新知見を人類共通の財産として早期に発信するという社会的使命を負っている。また科学者の研究活動は、研究成果を一刻も早く公表したいというモチベーションにしたがって展開されている。

一方、本分科会が実施した前述のアンケートの結果によると、知的財産権制度が学術活動に与えるネガティブな影響として、最も多くの指摘があったのが、特許出願のために論文発表などの成果公開が遅れるという問題であった。すでに述べたように、発明者自身による公開であっても、それが先行技術となって、公開後に行われた特許出願の審査において特許の成立に必要な新規性や進歩性が否定されてしまうが、次項で述べるように、これを救済するための特許法 30 条は万能でない上に、国・地域による制度上の差異もある。そのため、特許権の取得可能性を失わないようにするために、成果の公開を遅らせなくてはならないケースも生じる。その反対に、研究成果の社会還元を目指して特許出願されるべき研究成果が生み出されたが、特許出願の準備をする時間が十分に取れないまま学会発表や論文発表が行われてしまったために、特許権を取得することができなくなるということもあろう。

このような問題を解決する方法として、発表する論文をそのまま提出することによって特許出願の予約ができる制度を構築することが考えられる[10]。現状では、論文で発表する内容を特許出願に用いる際には、特許出願の形式要件を満たすように書き換える必要があるが、新たな制度として、特許出願の形式要件を自由化し、論文を提出することにより特許出願をしたものとみなせるようにするというものである。もちろん、論文出願の後に、内容を充実させ、かつ通常の特許出願としての形式を整えて、最終的にできるだけ広範な権利範囲が獲得できるような特許へと作りこむことが求められる。

諸外国にも、特許請求の範囲を記載せずに特許出願を行える制度が存在する。米国には仮出願制度があり、論文を提出することにより仮出願が可能である。欧州においては、論文のままでの出願はできないものの、特許請求の範囲がなくても出願日の確保が可能である。韓国では 2007 年から請求範囲猶予制度が導入され、論文のままでの出願はできないが、特許請求の範囲の提出が一定期間猶予されうる。これらのような制度は、日本における新たな制度を考える上で参考になるであろう。

論文による特許出願を可能とする場合、それと並行して、実験データの追加や明細書の補正をどの程度認めるかについても検討する必要がある。これは明細書の記載要件などの要件の判断基準の変更を伴うものであり、知的財産権制度全体への影響を考慮して検討する必要がある。

このような現状を踏まえて、以下のことが望まれる。

- ・ 研究成果の社会還元のための特許化の必要性に配慮しつつ、研究成果を一刻も早く発表したいという科学者のモチベーションを尊重するため、論文による特許出願を可能とする新たな制度を導入するよう、関係各機関に働きかける必要

がある。

- ・ その際には、米国の仮出願制度など諸外国の制度も参考にしつつ、知的財産権制度全体への影響を考慮して、検討を行うべきである。

(2) 学術研究の成果公表と知的財産活動

科学者コミュニティにおける研究活動は、成果をいち早く公開することを目指して行われている。一方、研究成果の社会還元を目指して成果を特許出願する場合に、特許権を取得する可能性を失わないようにするためには、時として、研究成果の公開を遅らせる必要が生じる。発明者自身による公開であっても、それが先行技術となって、公開後に行われる特許出願の審査において特許の成立に必要な新規性や進歩性が否定されてしまうためである。

もとより、特許法 30 条の規定（新規性喪失の例外）により、発明者自身によって学会発表や論文としての公表を行い、その後 6 ヶ月の猶予期間（グレース・ピリオド）のうちに特許出願をした場合は、一定の条件を満たしなおかつ所定の手続きをとると、例外的に、新規性や進歩性の判断にあたってその公表内容が先行技術として扱われなくなる。しかしながら、欧州に特許出願する場合にはそのような猶予期間がごく限定的な条件下でしか生じないことや、公表を見た他者が改良発明をして先に特許出願してしまうとそれによって新規性や進歩性が失われる可能性があることから、特許出願が完了するまでは研究成果を公表しない方がよいと考えられている。

したがって、現状においては、特許権取得の可能性を失わないようにするための配慮が、タイムリーに研究成果を発表したい研究者の意図と衝突する可能性が、常に存在している。この問題を解決するため、以下のことが望まれる。

- ・ 特許出願を理由とする研究成果の公表の遅れは、必要最小限にとどめるべきである。
- ・ 特許法 30 条を使いやすいものに改良すべきである。たとえば、現在の特許法 30 条の中に存在している、特許庁長官の指定する団体での発表のみに適用されるというルールを撤廃し、いずれの発表も新規性喪失の例外として取り扱われるようにすべきである。
- ・ グレース・ピリオドに関する国際調和を進め、欧州のように実質的にはグレース・ピリオドが存在しないところには導入を促すべきである。

(3) パテント・トロール問題

特許権保有者から特許を買い集め、それらの特許を自ら実施する、あるいは積極的にライセンスするという意図なく、差止請求権の威迫を背景に専ら金銭を請求する企業（いわゆる、パテント・トロール）の活動が国内外で問題視されている。科学者コミュニティの用いるリサーチ・ツールなどの特許がパテント・トロールにわたった場合、研究活動が制約を受ける危険性がある。この問題に対応するため、以下のことが望まれる。

- パテント・トロールとして行動することが明白な者に対しては、科学者コミュニティが保有する特許権を譲渡しないよう留意すべきである。
- 同時に、パテント・トロール問題に関して、制度的に解決が図られるよう、関係各機関に要請すべきである。

4 学術研究成果の知的財産権とアクセス

(1) 特許化された研究成果へのアクセスの促進

特許化された研究成果を科学者コミュニティにおいて使用する際に、ライセンス交渉の手間を省き使用を円滑化することが必要である。そのために、ライセンス契約やマテリアル・トラスファー契約（研究材料の移転契約）の雛形が策定され、用いられることがある。さらに、一定の条件を満たす特許を集合的に管理し無償で提供、あるいは低価格でライセンスする仕組みがあり、パテント・コモンズ[11]、パテント・プール[12] [13]などによばれる。しかしながら、特許化された研究成果へのアクセスを促進する仕組みに関しては、明確に成功といえる事例はまださほど多くはなく、今後さらなる成功事例の蓄積が待たれるところである。それに資するため、以下のことが望まれる。

- ・ パテント・コモンズ、パテント・プールなどの方式をはじめとする、特許化された研究成果へのアクセスを促進する仕組みについて、事例研究を進めるべきである。それと同時に、事業継続のためのビジネスモデル、法的課題などの観点からの分析を進めるべきである。
- ・ 特許化された研究成果へのアクセスを促進する仕組みを実際に構築する際には、それらの研究に政府資金を投入した国への利益還元を優先的に行うべきか、研究成果を広く人類全体に普及させ活用するにはどうしたらよいか、といったことを検討しつつ、構築を進めるべきである。

(2) 特許化されたリサーチ・ツールの使用の円滑化

日本の特許法 69 条 1 項においては、「特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない」と定められているが、ここでいう「試験又は研究」は特許発明それ自体についての試験・研究、すなわち特許性調査、機能調査、ならびに改良・発展のためのものに限定されているという解釈が一般的であり、当該特許発明をリサーチ・ツールとして使用する場合は特許権の効力から除外されないと解されている。しかしながら、リサーチ・ツールの使用が円滑に行えないと科学者コミュニティにおける研究活動が阻害されてしまうので、日本ではそのための検討がなされ、総合科学技術会議により『大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針』[14]（2006年5月）ならびに『ライフサイエンス分野におけるリサーチ・ツール特許の使用の円滑化に関する指針』[15]（2007年3月）が決定された。

前者においては、大学等が政府資金を原資とする研究開発によって取得した特許権を、大学等が非営利目的の研究に用いる場合には、当該研究が差し止められることなく、非排他的な実施許諾（同指針の中で「研究ライセンス」とよばれている）がなされるべきである、という原則が示されている。その際の対価は、「原則としてロイヤリティ・フリー（実費を除き無償）又は合理的なロイヤリティ（特許権・著作権の使

用料) とする」ことも述べられている。また、後者の指針では、「リサーチ・ツール特許の権利者は、他者から研究段階において特許を使用するための許諾を求められた場合、事業戦略上の支障がある場合を除き、その求めに応じて非排他的なライセンスを供与するなど、円滑な使用に配慮するものとする。」とした上で、リサーチ・ツール特許の円滑な使用を阻害することのない合理的な対価を設定すべきである旨が述べられている。

研究の協力と競争が国の枠を超えて国際的に行われている現状においては、リサーチ・ツール特許の使用に関する取り決めは日本国内のみでなく国際的なレベルで設計されるべきものである。そのため、以下のことが望まれる。

- ・ リサーチ・ツール特許の使用を円滑化するために総合科学技術会議が決定した『大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針』[14]ならびに『ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針』[15]については、科学者コミュニティに属する研究者が国境を越えてリサーチ・ツール特許を使用する際にも適用できるよう、グローバルな普及を図るべきである。

(3) 著作権についての相談窓口の設置

科学者コミュニティにおいて基礎科学を推進するにあたって、著作権制度に則り他者の著作権を尊重すべきであることは、論を待たない。同時に、先行する研究成果としての著作物にできるだけ円滑にアクセスしうる環境を確保できるかどうかは、基礎科学を推進する上で死活問題である。したがって、研究成果に関する権利の保護と成果へのアクセス性の確保との調和は、特許と同様、著作権に関してもきわめて重要である。

学協会誌の発行にあたって多くの学協会に著作権の取扱いに関する規定が設けられている。学協会誌への掲載の際の著作権の帰属に関しては、参考資料2の図3に示されているように、「例外なく学協会帰属で、書面による著作権譲渡契約なしに掲載」あるいは「例外なく学協会帰属だが、書面による著作権譲渡契約により掲載」としている学協会が多い。また、著作者による利用に関しては、図4に示されているように、「著者が自分の論文などを私的利用の範囲を超えて複製・転載等の形で利用することを認めているが、許諾を必要とする」としている学協会が多い。図5に示されている「学協会として実施している知的財産に関する活動」としては、最も多くの数の学協会が、著作権のガイドラインを設けていると答えている。図7に示すように、多くの学会が、当該学術分野の活動は著作権制度との関わりがある、あるいは関わりが深いと答えている。

著作権の取り扱いという問題は、程度の差はあれすべての学協会に関わりのあるものである。しかしながら、著作権規定の策定に際して疑問が生じるなど、著作権をめぐる問題に学協会が直面したときに相談できる組織はほとんどない。各学協会の参考

になる取り組みとして、独立行政法人科学技術振興機構は、2009年に「国内学会誌における著作権の取扱い調査および著作権規定の方向性の検討」の報告書を作成し[16]、その中で著作権規定の雛形を示しているが、このように学協会における著作権の取扱いに正面から取り組んでいる例はまだごく少数である。このような現状を踏まえて、以下のことが望まれる。

- ・ 学会誌における著作権の取扱い（著作権の帰属、著者による利用など）、学会で構築したデータベースに関する権利などについて、実務的な疑問が生じた場合に相談できるよう、学会横断的な窓口を設置することを目指し、関係機関に働きかけるべきである。

(4) 著作物の円滑な流通の仕組み

情報の収集と発信による知の交流は、学術研究を行うために必要不可欠である。そうした知の交流はインターネットの普及により促進されているものの、著作権制度の中にはインターネット時代に適合していない部分もあるため、科学者コミュニティの知の交流に適した著作権制度について検討する必要がある。それとともに、インターネット上の著作物の流通を円滑に行えるようにするための仕組みを必要に応じて活用することも望まれる。

そのような仕組みの一例として、クリエイティブ・コモンズ[17]がある。著作物のライセンス条件をアイコン（著作者の表示を求めるもの、非営利の目的にかぎり利用を許諾するもの、改変禁止とするもの、その著作物に付けられたライセンス条件を継承することを求めるものなど）の組み合わせで分かりやすく表示し、誰でも簡単に自分の著作物のライセンス条件を設定できるようにした仕組みである。

このような現状を踏まえて、以下のことが望まれる。

- ・ 著作権制度、とりわけインターネットと関連する著作権制度によって、情報の収集と発信による知の交流が妨げられることのないよう、インターネット時代の学術研究のための著作権制度のあり方について、学会横断的に検討する場を設けるべきである。
- ・ 科学者コミュニティにおける研究活動で生じる著作権が研究成果の普及と活用を妨げることのないよう、クリエイティブ・コモンズのような仕組みの積極的な利用が進むべく、学生や研究者への啓発を行う必要がある。

5 産学連携における知的財産活動の見直し

(1) 産学連携コンソーシアムにおける知的財産の取り扱い

現在、多くの分野の企業において、自社開発だけに頼らず社外の知的成果を取り入れて研究開発を行いイノベーションの実現を果たすというオープン・イノベーション[18]の重要性が広く認識されるようになってきている。基礎科学の成果を生み出す大学と、オープン・イノベーションを意識する企業が連携することにより、基礎科学の社会還元に関してより多くの成功例が生み出されることが期待される。そのような成功例が生まれることは、大学の研究成果の社会的重要性を広く認識させることにつながり、そのことは科学者コミュニティの研究活動の持続的な発展にも資するものとなるだろう。

そのようなオープン・イノベーションを実現するための仕組みの一つとして、複数の企業や大学・研究機関が研究開発に参加する産学連携コンソーシアムを挙げることができる。しばしば国の枠を超えて国際的な産学連携コンソーシアムが構築されることもある。

このような産学連携コンソーシアムにおいては、産学の複数の機関が参画するため、知的財産の取り扱いについてさまざまな規定が必要となる。バックグラウンドの知的財産（コンソーシアムにおける研究開発に用いる必要がある、既存の知的財産のこと）の取り扱い、フォアグラウンドの知的財産（コンソーシアムにおける研究開発の結果として生み出された知的財産）の取り扱い（出願人をどこにするか、コンソーシアムのメンバーの使用条件など）、発明者の認定、参加各機関のノウハウの流出防止など、コンソーシアムの設計段階において決定しなくてはならないさまざまな事項がある[19]。

このような現状を踏まえて、次のことが望まれる。

- ・ 産学連携コンソーシアムを円滑に構築することができるよう、当初のコンソーシアム設計の際に必要な、バックグラウンドの知的財産の取り扱い、フォアグラウンドの知的財産の発明者の認定、参加各機関のノウハウの流出防止などについて、国内外の既存のコンソーシアムの契約雛形や実情を調査し、成功のためのベスト・プラクティスを検討すべきである。

(2) 学術研究から生みだされる特許の質の向上

大学・公的研究機関の特許に関しては、量よりも質が重要であり、近年その認識は浸透してきている。科学者コミュニティで生まれた研究成果を特許出願するかどうかを判断するに当たっては、研究成果を広く普及させると同時に研究成果に基づく製品やサービスを社会に送り出して研究成果の社会還元を行うという科学者コミュニティの使命に鑑みて、特許化することが不要なものまで特許出願する必要はない。特許出願すべきか否かを適切に判断するためには、その能力をもつ人材を育成・配置することが必要である。一方で、科学者コミュニティの使命に照らして特許出願すべきと判断された研究成果に関しては、確実に権利化することを目指すと同時に

に、その研究成果の革新性にみあった十分な広さの権利範囲を持つ特許権にする必要がある。たしかに、本章の(1)で述べたように、現行制度上、研究成果に見合うだけの広さの権利を成立させることが難しい場合もある。しかしながら、それ以前に、大学・公的研究機関から特許出願に記されている特許請求の範囲の中には、もっと工夫して記載すればより広範な権利が取得できるところ、みすみすそれを逃しているようなものも多く存在するという指摘がある[20]。

このような現状を踏まえて、以下のことが望まれる。

- ・ 科学者コミュニティで生み出された発明の特許出願について、今後は一層の質的向上が図られるよう、関係各機関は、特許化すべきものとすべきでないものを切り分けることのできる人材、ならびにクレーム構築段階などで専門性を発揮して質の高い特許を生み出せる人材（特許化段階を担うスペシャリスト）の充実化を図るべきである。
- ・ また、そのような人材を育成するための機関横断的な仕組みの構築を目指すべきである。
- ・ そのような人材を各機関の内部に配置するだけでなく、質の高い特許を上げるための支援を行うための専門家チームが構築され、活用されるべきである。
- ・ 関係各機関は、質の高い特許を上げるために必要な追加実験のための人員をフレキシブルに雇用できるよう、人材の採用体制や予算面の措置について検討すべきである。
- ・ 広範な権利を獲得するためには特許出願書類にどのような実施例を記載したらよいかといった、科学者コミュニティの構成員もある程度の認識を持っておいたほうがよい事項については、科学者コミュニティ向けのガイドラインの策定や啓発を行うべきである。

(3) 学術研究から生み出される特許の活用の促進

研究成果を広く普及させると同時に研究成果に基づく製品やサービスを社会に送り出して研究成果の社会還元を行うという科学者コミュニティの使命を鑑みて、特許化すべしと判断されたものに関しては、適切な企業に技術移転がなされ製品やサービスとして具現化される必要がある。大学・公的研究機関の研究成果は、それらの機関だけでは社会に出すことができず、適切な企業によって実施されてはじめて活用されるものである。しかしながら、技術移転先の企業がその特許化された発明を活用せず特許が死蔵されるような場合には、その発明に基づく製品やサービスが社会に送り出されず、当初の社会還元の目的が達成されないことになってしまう。

この問題に対応するため、以下のことが望まれる。

- ・ 科学者コミュニティで生み出された研究の成果が、実施に向けて努力する機関に適切に移転されるよう、関係各機関は、ライセンス契約におけるデューデリジェンス条項（実施に向けた努力を約束させる条項）を徹底するなど、適切

な対策をとるべきである。

(4) 知的財産の創出による国際標準化への貢献

情報通信などの技術分野においては、研究開発の成果として生み出された技術が広く活用されるためには、その技術が国際標準の中に組み込まれることがきわめて重要である。

国際標準になる技術を生み出すために、科学者コミュニティは、産業界と一体となってコンソーシアムを形成し、長期的な研究開発戦略を練ることが求められている。そのような意味で、国際標準化は一对一ではなく多対多の産学連携に関するテーマである。

標準には、大別して、特定の技術が市場を独占することによって生じるデファクト標準（事実上の標準）と、公的な標準化団体によって定められるデジュール標準とに分けられるが、これらの中に位置するものとして、複数企業が集まって作成されるフォーラム標準がある。デジュール標準とフォーラム標準のように、複数者の合意により作成される標準をコンセンサス標準と呼ぶ[21]。

科学者コミュニティは、今後、次のような局面で国際標準化に貢献すべきである。

- ・ 国際標準が広く普及するためには、その標準に関連する特許を特定して、あらかじめ特許権者との間で合理的な条件で無差別にライセンス供与を行うことの合意を取り付けておく、あるいは関連する特許を集めてパテント・プールを形成するといった手順を経ることが必要である。そうした合意形成の際に必要な場合は、特定の企業よりはむしろ、企業間の競争環境において中立的な立場にある科学者コミュニティが、中核的な役割を果たすべきである。
- ・ 国際標準化に向けた交渉を行う標準化人材の育成は日本において優先的に取り組まれるべき課題の一つであり、科学者コミュニティには今後さらなる貢献が期待される。

(5) 科学者コミュニティにおける知的財産活動の位置づけ

科学者コミュニティを構成する大学や公的研究機関は、研究開発の成果を特許化して自社実施やライセンス供与（場合によっては、自社の複数の特許と他社の複数の特許の使用を互いに許容しあうクロスライセンス）を行うことにより市場における収益確保に向けた手段とするという産業界の立場とは異なる原則に基づいて、知的財産と向き合うべきである。大学・公的研究機関においては、研究成果を広く普及させると同時に研究成果に基づく製品やサービスを社会に送り出して研究成果の社会還元を行うという科学者コミュニティの使命と照らし合わせて、特許化することが必要なものだけを、特許出願すべきである。このように大学・公的研究機関と産業界が異なる立場に立った上で連携するからこそ、産学連携が意義のあるものとなるのである。

しかしながら、これまで多くの大学や公的研究機関においては、知的財産とのかかわりについて試行錯誤の期間にあったものと考えることができ、必ずしも上記のよう

な認識が共有されていたわけではない。そこで今後は以下のような事項をはじめとして、科学者コミュニティにおける知的財産活動を見直し、再構築すべきである。

- 大学・公的研究機関の知的財産取扱い業務においては、手続きが複雑で手間がかかりすぎるものが少なからず存在する。こうした煩雑な手続きが知的財産の創出と活用を阻害することがないように、知的財産に関連する業務をできるだけ簡素化する必要がある。
- 関係各機関は、保有する特許群を見直し、研究成果を広く普及させると同時に研究成果に基づく製品やサービスを社会に送り出して研究成果の社会還元を行うという科学者コミュニティの使命と照らし合わせて適切なものが特許化されているか否かという観点から、不要だと判断されたものについては権利の維持を放棄し、結果として維持コストの削減と当該機関が保有する知的財産権の価値向上につなげるべきである。
- 研究企画の段階や研究成果の創出段階において、研究プロジェクト運営の推進者としての役割を担う人材（たとえば米国でリサーチ・アドミニストレーターと呼ばれる職種の人々の活動が参考になる[22]）を育成し研究現場で活用する際には、研究の進捗に応じて特許出願のタイミングを検討するなど、大学知的財産本部などとの連携を図りつつ知的財産活動の改善にも寄与するよう、関係各機関において対応がなされるべきである。

6 知財司法における科学者コミュニティの知見の活用

(1) 専門委員制度・調査官制度

知的財産訴訟においては、学協会から推薦された専門家が専門委員として任命され、その専門的知見が活用されている。専門委員制度は、知的財産権訴訟など、専門的、技術的な事項が争点となる訴訟（専門訴訟）において、一層充実した審理判断を実現するため、2003年の民事訴訟法の一部改正により新設され、2004年4月から導入された。本制度では、専門訴訟において、その専門分野の豊富な知見を有している専門家（専門委員）が訴訟手続への関与を求められ、専門委員は、争点整理等の手続に際し、裁判官や当事者に対して、公平、中立なアドバイザーの立場から、その事件において争点となっている専門的技術について説明等を行う[23]。

これと並行して、知的財産権に関する事件を担当する裁判所調査官の任命もなされている。裁判所調査官とは、裁判所に所属する常勤の職員であり、知的財産権に関する事件担当の裁判所調査官は、2009年7月1日現在、知的財産高等裁判所に11名、東京地裁に7名、大阪地裁に7名在職している。これらの裁判所調査官は、機械、化学、電気等の技術分野についての専門的知識を有し、裁判官の命を受け、特許、実用新案等に関する事件の審理、裁判に関して必要な技術的事項を調査する。さらに2005年4月からは、裁判長の命を受けて、口頭弁論期日等において、訴訟関係を明瞭にするため、当事者に対して問いを発することなどができるようになった（民事訴訟法92条の8）。指定を受けた事件について関与する専門委員と異なり、裁判所調査官は原則として、特許・実用新案の審決取消訴訟の全件に関与する[23]。

高度に専門的・先端的な技術が問題とされている事件では、専門委員が指定されるとともに裁判所調査官が関与することもある。その場合、その特定の技術分野の専門家である専門委員と、一般的な技術知識を持ち、特許・実用新案の手続にも精通した裁判所調査官が、いわば車の両輪のようにして裁判官をサポートすることとなる[23]。

このような制度により、科学技術の専門的知見が裁判所において活用されるための仕組みは存在しているが、現行の制度が十分に機能しているか、適した人材が参画しているか、より深い専門的知見が活用される制度はないか、といったことについては、継続的に検討されるべきである。このため、以下のことが望まれる。

- ・ 科学者コミュニティの各分野の専門家が、知的財産訴訟において本来的な貢献ができるように、現在の専門委員制度のあり方を検討し、必要があれば見直しを行うべきである。同時に、調査官制度を拡充増員し、法律知識が高い専門委員や企業の知財部門経験者を含め、公募によって常勤・非常勤の調査官を任用するべきである。その際、関連学術団体は、このような専門委員や調査官の推薦に協力する必要がある。また、専門委員としての活動が、科学者コミュニティにおける個人の業績評価において社会貢献活動の一つとして評価されるよう、周知を行うことが望まれる。

(2) 日本版アミカス・ブリーフ

米国では、裁判において法廷助言者からの意見書（アミカス・ブリーフ）を受け入れる制度があり、科学技術の専門知識を裁判で活用するための一方策となっている。一方、日本では、特許侵害訴訟や特許庁の審決の正当性をめぐって争う審決取消訴訟において、法廷で当事者以外の第三者に意見を求める制度はない。前項で述べた専門委員制度や調査官制度がうまく機能しているとしても、案件によっては、数少ない専門家しか技術内容を正確に判定することができないようなものもありうるため、裁判において第三者である法定助言者からの意見書を受け入れる制度の導入について検討がなされることが望ましい。

このことを踏まえて、以下のことが望まれる。

- ・ 訴訟当事者以外の者が、法律問題や訴訟審理において留意すべき事項について裁判所に情報提供を行う制度（いわば日本版アミカス・ブリーフ）を新設すべきである。これに際して各学協会は、積極的に情報提供を行うことが望まれる。

(3) 鑑定制度

知的財産訴訟をはじめとする技術的訴訟において、原告・被告双方が技術的立証を行うために、専門家による鑑定（裁判において裁判官の判断能力を補充するために専門家に専門的判断を報告してもらった証拠調べ手続きのこと）が用いられることがある。しかしながら、鑑定の結果は原則として公開されないため、かりに、ある分野の専門家が、訴訟対象である技術に関して十分な専門知識を持っているにもかかわらず、当事者の依頼により、技術的に不正確な鑑定結果を意図的に提出していたとしても、科学者コミュニティがそれをチェックすることができる仕組みが存在しない[24][25]。

この問題に対処するために、以下のことが望まれる。

- ・ 学術的に正当でない鑑定が意図的に行われることのないよう、各学協会において啓発が行われるとともに、学術的に不当な鑑定が出された場合の報告窓口・検討部会となる組織を関連学協会に設立すべきである。

7 新たな知的財産権制度の構築に向けて

本報告で述べたように、知的財産権制度に関しては、今後、科学者コミュニティにおいて検討し発信してゆくべき多くの課題が存在する。それぞれの課題に関して、国内外の制度構築担当者ならびに関係当事者と連携し、進めてゆく必要がある。

特に、知識の創造主体として今後重要性を増すアジア地域において、公平・平等な知的財産権制度の確立に資するため、日本の科学者コミュニティがリーダーシップを発揮すべきである。2009年11月には、定例化されている米欧日三極特許庁長官会議等にあわせて、科学者コミュニティの知財会議を開催し、科学者コミュニティの自発的・自由な研究と研究成果の社会的効用とのバランスのあり方についての意見表明を行った[26]。そして、その結果を三極特許庁長官会議においても報告した。今後も、各国学術団体の知的財産に関する連携を図るための国際会議を定期的に開催し、これを通じて科学者コミュニティの意見を各国知的財産権制度に反映する体制を整えるべきである。

科学者コミュニティの構成員が生み出した創造的な研究成果について、特許化するかどうかを適切に判断した後に、特許出願して権利化を目指す場合には、世界中で有効な権利が煩雑な手続きをとることなく迅速に取得でき、権利化された成果を適正に活用することができる制度が存在することが望まれる。このような「世界特許制度」については、知的財産権制度を研究対象とする学会はもちろんのこと、知的財産権制度のユーザーである科学者コミュニティ全体においても、今後もそのあるべき姿を議論し、その実現に向けて働きかけてゆくべきである。

また、科学者コミュニティと関わりのある著作権制度上の諸課題についても引き続き議論を進め、基礎科学を推進する上でどのような制度構築が望ましいか、科学者コミュニティとしての見解を発信すべきである。

<参考文献>

- [1] 知的財産戦略本部『知的財産推進計画 2008—世界を睨んだ知的戦略の強化—』、2008年6月18日。
- [2] 日本学術会議、声明『科学者の行動規範について』、2005年10月3日。
- [3] Stephen A. Merrill, Richard C. Levin, and Mark B. Myers, (Eds.) “A Patent System for the 21st Century,” The National Academies Press, 2004.
- [4] 一橋大学『上流発明の効果的な創造と移転の在り方に関する研究—共有にかかる特許権を一つのフォーカスにして—』、平成18年度特許庁大学における知的財産権研究プロジェクト報告書、2007。
- [5] Hiromi Saito and Koichi Sumikura, “An Empirical Analysis on Absorptive Capacity Based on Linkage with Academia,” International Journal of Innovation Management, 14, June 2010.
- [6] 隅藏康一・齋藤裕美「公的研究はどのように活用されているか～3つの実証分析が示唆するもの」、日本知財学会第8回年次学術研究発表会要旨集、1F2、2010。
- [7] 金間大介「大学関連特許の経過情報分析と潜在的コストシミュレーション」、日本知財学会第7回年次学術研究発表会要旨集、2H12、2009。
- [8] 隅藏康一編著『知的財産政策とマネジメント 公共性と知的財産権の最適バランスをめぐる』、白桃書房、2008。
- [9] 産学官連携データブック 2009—2010 ウェブサイト「産学官の道しるべ」より <http://sangakukan.jp/michishirube/> ; 特許庁『特許行政年次報告書 2009年版<統計・資料編>』、2009。
- [10] 渡部俊也「特許『仮出願制度』導入是非の論点—大学知財管理と研究者コミュニティの円滑な協力による産学連携体制の構築—」、ユニット・ジェイ5号、31-41、2010。
- [11] 政策研究大学院大学『特許化された技術を含む科学技術情報の自由利用に向けた取組に関する調査報告書』、平成21年度文部科学省科学技術調査資料作成委託事業報告書、2010。
- [12] 加藤恒『パテントプール概説 改訂版』、発明協会、2009。
- [13] 渡部俊也編著『理工系のための特許・技術移転入門』、岩波書店、2003。
- [14] 総合科学学術会議『大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針』、2006年5月23日。
- [15] 総合科学学術会議『ライフサイエンス分野におけるリサーチ・ツール特許の使用の円滑化に関する指針』、2007年3月1日。
- [16] 科学技術振興機構 平成21年度第1回J-STAGEセミナー資料5「国内学会誌における著作権の取扱い調査および著作権規定の方向性の検討」報告書概要、2009年8月6日
http://info.jstage.jst.go.jp/data/society/meeting/090806/5_chosha_hokokusho.pdf

- [17] クリエイティブ・コモンズ ウェブサイト <http://creativecommons.org/>
- [18] Henry W. Chesbrough, “Open Innovation: The New Imperative for Creating and Profiting from Technology,” Harvard Business School, 2003. (大前恵一朗 訳『Open Innovation: ハーバード流イノベーション戦略のすべて』、産能能率大学出版、2004.)
- [19] 財団法人比較法研究センター『研究開発コンソーシアムにおける発明の創造・保護・活用の在り方に関する調査研究報告書』、平成 21 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書、2010.
- [20] 竹田英樹・壬生優子「大学発バイオ特許の問題点」、知財ふりずむ 5 巻 (58 号)、21-25、2007.
- [21] 新宅純二郎・江藤学編著『コンセンサス標準戦略 事業活用のすべて』、日本経済新聞出版社、2008.
- [22] 高橋真木子「リサーチアドミニストレーターの活動に学ぶ (前) (後)」、産学官連携ジャーナル、4 巻、5 号 15-17、6 号 64-66、2008.
- [23] 知的財産高等裁判所ウェブサイト <http://www.ip.courts.go.jp/>
- [24] 近藤恵嗣「工学鑑定の信頼性確保のための提言」、日本機械学会 2008 年度年次大会講演資料集 (9)、394-395、2008.
- [25] 宮谷隆「裁判における工学鑑定の役割と課題」、日本機械学会誌 111 巻、43-46、2008.
- [26] 東京大学政策ビジョン研究センターウェブサイト 「『アジア知財学術会議』の成果について」
http://pari.u-tokyo.ac.jp/event/report/smp_rep091112.html

<参考資料 1> 用語集

- ・ **仮出願制度**：米国の特許制度における仕組み。仮出願をしておき、それに基づいて1年以内に通常の特許出願を行うと、新規性や進歩性の判断において、仮出願の日に通常の特許出願をしたのと同じ効果が得られる。
- ・ **技術移転機関 (TLO)**：大学等で生まれた発明を産業界に移転して、有効活用を促すための機関。
- ・ **コンセンサス標準**：複数者が集まり、合意により作成する標準（⇒「標準」の項を参照。）のこと。デジュール標準やフォーラム標準はこれにあたる。
- ・ **実施**：特許法における発明には、物の発明と方法の発明があり、後者はさらに、単純方法の発明と物を生産する方法の発明に分けられる。物の発明の実施とは、その物の生産、使用、譲渡等、輸入、譲渡等の申出のことを指す。方法の発明の実施とは、その方法の使用のことを指す。物を生産する方法の発明の実施とは、その方法の使用のほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸入、譲渡等の申出のことを指す。
- ・ **新規性**：特許付与の要件の一つ。特許出願前に日本国内または外国において公知・公用になっておらず、刊行物に記載されたりネット上でアクセス可能な状態になったりしていないこと、という要件。
- ・ **新規性喪失の例外**：日本の特許法 30 条の規定により、発明者自身によって学会発表や論文としての公表を行い、その後6ヶ月の猶予期間（グレース・ピリオド）のうちの特許出願をした場合は、一定の条件を満たしなおかつ所定の手続きをとると、例外的に、新規性（⇒「新規性」の項を参照。）や進歩性（⇒「進歩性」の項を参照。）の判断にあたってその公表内容が先行技術として扱われなくなる。
- ・ **審査請求**：特許庁に対して特許出願に対する審査を請求すること。日本の現行の特許制度においては、特許出願から3年以内に審査請求されない特許出願は審査されず、権利の取得を放棄したものとみなされる。
- ・ **進歩性**：特許付与の要件の一つ。特許出願前に当業者（その発明の属する分野における通常の知識を有する者）が容易の発明をすることができないこと、という要件。非自明性ともいわれる。
- ・ **知的財産活動**：権利取得や使用許諾など、知的財産に関して行われる活動全般のこと。
- ・ **知的財産権制度**：特許や著作権などの知的財産権の保護と活用に関する法制度のこと。
- ・ **デューディリジェンス条項**：ライセンス契約において盛り込まれる条項で、実施に向けた努力を約束させるもの。
- ・ **特許請求の範囲**：クレームとも呼ばれる。何に対して特許を取得したいのかを示すもの。
- ・ **パテント・コモنز**：特許化された研究成果へのアクセスを促進する仕組みの一つであり、特許の集合体の全体又は一部分について、基礎科学における使用などの一

定の条件に合致する場合には、無償で特許を使用させるもの。

- **パテント・プール**：特許化された研究成果へのアクセスを促進する仕組みの一つであり、特許の集合体の全体又は一部分について、個々の特許権者との交渉無しに、合理的な価格で無差別的・非独占的に使用を許諾するもの。
- **標準**：多くの人が使用する共通の企画のこと。大別して、特定の技術が市場を独占することによって生じるデファクト標準（事実上の標準）と、公的な標準化団体によって定められるデジュール標準とに分けられるが、これらの中に位置するものとして、複数企業が集まって作成されるフォーラム標準がある。
- **マテリアル・トランスファー契約（MTA）**：研究材料（たとえばマウス、細胞株、ベクターなど）の移転の際に結ぶ契約のこと。

<参考資料2> アンケート調査の結果概要

1. アンケート調査の方法

日本の科学者コミュニティの創造活動をより盛んにするための知的財産権制度のあり方を検討する目的で、日本の学術団体（以下学協会）と、各学術分野の知的財産に関する課題や問題点を洗い出し、日本学術会議として知的財産に関する政策提言を実施するための基礎資料とする目的で日本の学協会を対象に、知的財産権制度と科学者コミュニティとのかかわりに関する現状を把握するためのアンケート調査を実施した。実施内容は以下の通り。

- 実施時期 平成21年3月
- 調査票送付数 1632 学協会
- 調査方法 調査票郵送
- 回答回収 郵送又は電子メール
- 質問項目 52 項目
- 回収率 734 団体（回収率 44.9%）

質問票は2部に分かれており、質問票1では各学協会に関する基本情報および学協会としての知的財産に係る取り組みや制度についての質問を、質問票の2は、貴学協会の学術分野の研究者としての意見を聞いた。この際質問票の1と2は別の回答者でも可とし、また質問票の2については学会組織を代表する意見である必要はなく、当該学術団体分野の研究者としての個人的な意見を伺うものとした。

*配布した質問票等は、別途記録として参照可

2. アンケート調査の結果（アンケートの無記名回答については別途記録として参照可）

2. 1 学協会の基礎的属性等（質問票1）

回答を得た学協会の分野属性については、図1に示すように、医学生物系がやや多い傾向を示しているものの、自然科学、人文社会科学など広範な学術分野をカバーしており大きな偏りはない。

また会員動向については、大きな変化はないとする学会が約50%であるのに対して、増加している学会と減少している学会が25%であった。

また学協会の構成員に関しては、ほとんどすべてが学セクターである学会から学セクターが極めて少ない学会まで多様であった。

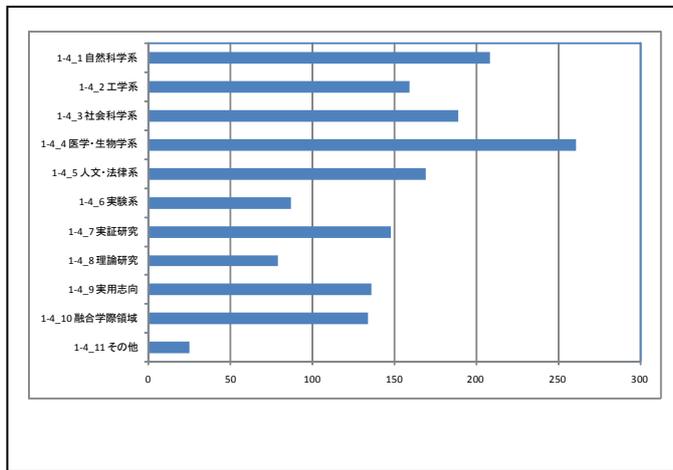


図1 学協会の学術分野

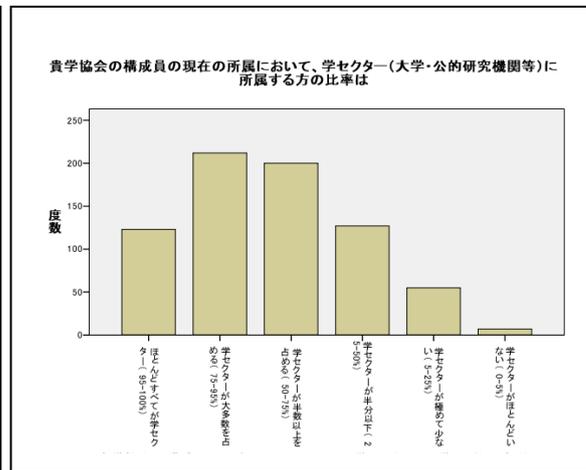


図2 学協会の構成員

2. 2 学協会としての知的財産に関する回答（質問票1）

学協会誌への著作物掲載の際、著作物の著作権の帰属については、図3に示す通り、学協会帰属とするケースが多い。分野との関係では、自然科学、工学、医学・生物系では著作権規定が設けられている場合が多く、著作権は学協会に帰属することが多いが、工学系では例外が認められていることが多い。また自然科学、医学生物で譲渡契約を求めていることが多い。一方社会科学、人文・法律系では著作権規定が設けられていない場合が多い。

一方著作物の著作者による利用に関しては、図4に示すように、さまざまな形での利用を、許諾を条件にして認めている場合が多い。分野との関係では工学系、医学・生物学系では複製、転載ができないか、許諾を必要とすることが多い一方、社会科学、人文・法律系では許諾なしで利用できることが多い。

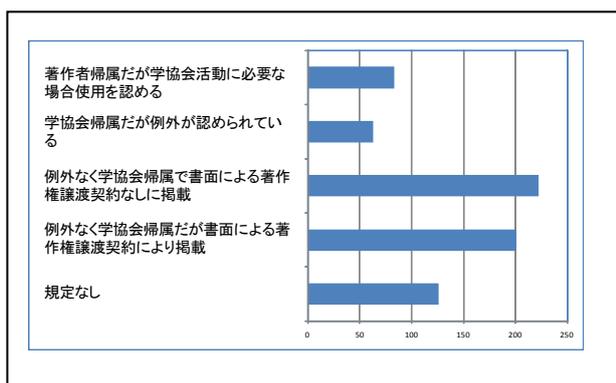


図3 学協会誌への掲載の際の著作権の帰属

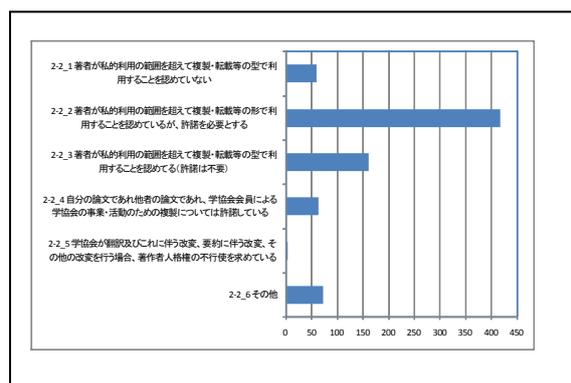


図4 著作権の著作者による利用

学協会として取り組んでいる知的財産活動については図5に示されるように極めて多様であるが、著作権のガイドラインの制定や不正コピーや模倣品に関する啓発、知的財産に関するシンポジウムの開催などは多くの学協会では実施されていることが分か

る。すべての活動件数は 331 件になるが、工学系で標準化活動がより多く行われていることや、医学生物学系では利益相反に関する活動、工学系では著作権ガイドラインやその他のガイドラインの整備が行われているなどの特徴がある。

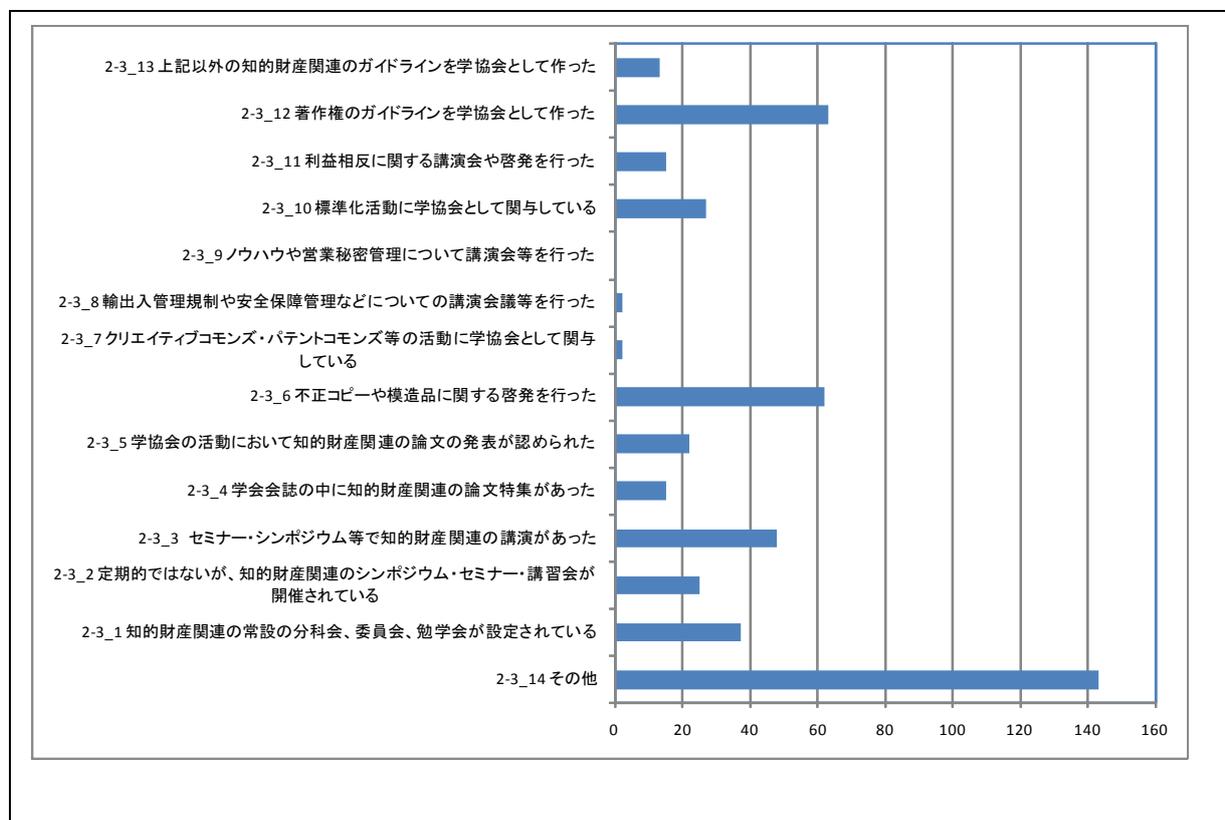


図 5 学協会として実施している知的財産に関する活動

2. 3 当該学術団体分野の研究者としての回答（質問票 2）

学協会の学術分野における研究、教育、成果の公表などの活動に際して、知的財産権制度との関わりの有無について問うたところ、回答は図 6 に示すように、およそ 88.2%の学協会（566 団体）が知的財産権制度との何らかのかかわりが生じていると回答している。そのかかわりに関する知的財産権の内訳は、著作権制度に関しては、多くの学協会が同様にかかわりを持っているのに比べて、特許や研究成果有体物などのかかわりに関しては、学術分野に大きく依存する。ノウハウ・営業秘密についてもかかわりは分野によるが、その頻度は百数十にのぼり決して少なくない。

その他の知的財産権制度とのかかわりを聞いた結果は図 8 に示すように、外国の知的財産権制度とのかかわり深いことが分かる。また欧州などのデータベースの保護についても課題であることがわかる。国際的な知的財産問題に直面していることを示唆する結果であるといえる。

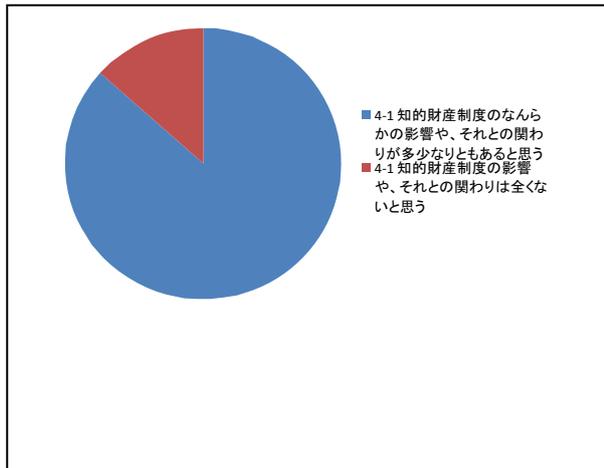


図6 知的財産権制度とのかかわり

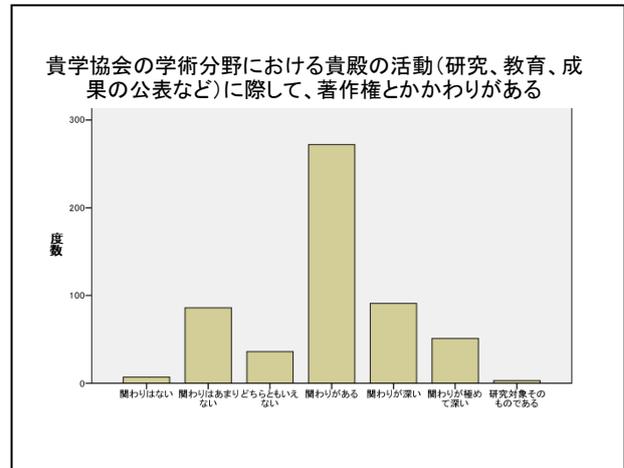


図7 著作権制度とのかかわりの度合い

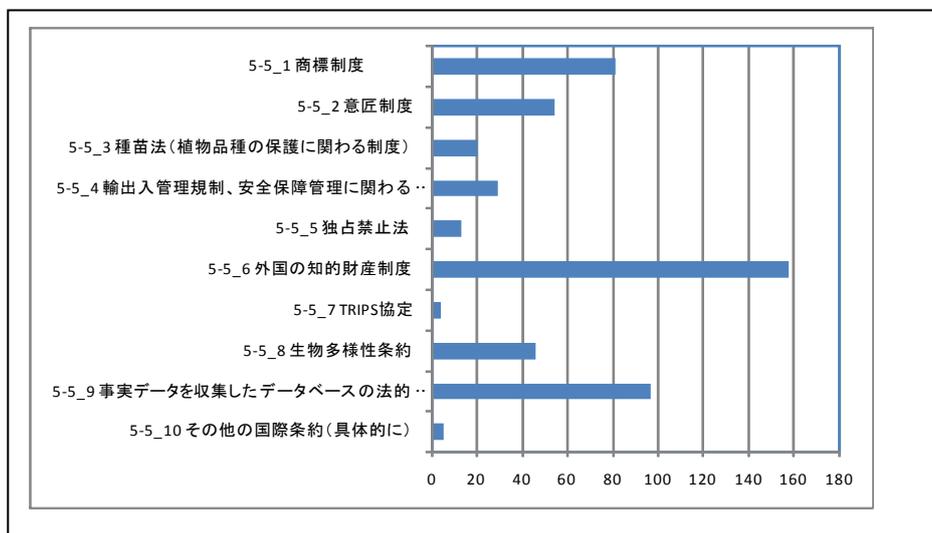


図8 さまざまな知的財産権制度とのかかわり

アンケートでは、これらの知的財産権制度とのかかわりがどのような場面で生じるのかについても聞いており、論文発表や研究成果公表の場面に関するかかわり、および産学連携や教育の場面でかかわりが生じているとの回答を得ている。分野との関係では自然科学、工学、医学生物では産学連携や応用研究開発において知財制度とのかかわりが生じるが、社会科学系では教育において関わりが生じることが多い傾向がある。

そしてこのようなかかわりが、学術活動にどのように影響しているのかについては、図9に示すように、プラスの影響とマイナスの影響が拮抗するという結果になった。このように知的財産権制度が功罪半ばするという結果については、実証研究や実用志向の学術分野でプラスの影響がやや多いことを除けば、学術分野によらずほぼ同様の傾向を示している点で注目される(図10)。

この際、プラスの影響と考えられている項目としては、図11に示すように、知識の

保護と活用に関する公正なルールである、研究成果の社会還元役に役立つ、また研究成果の公開や産学連携への貢献などをあげる頻度が高かった。分野別でみると、工学系では、研究成果還元の場合でのポジティブな影響が評価されている。また実験系で知財制度の公正さへの影響が評価されている。自然科学、工学系、医学・生物系などでは、産学連携や、研究活動に必要な権利取得、研究費獲得の手段として、また説明責任のために制度としてポジティブに評価されている。実証研究、理論研究、融合学際

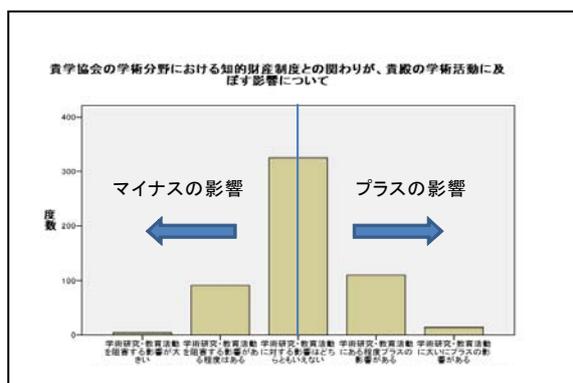


図9 知的財産権制度の学術活動への影響

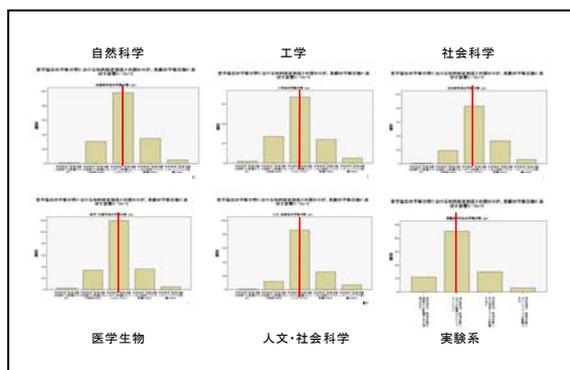


図10 知的財産権制度の学術活動への影響（学術分野による相違）

領域で海外との連携に役立つとしてポジティブに評価している。社会科学、人文・法律系などで研究成果公開の場合でポジティブに評価している。医学生物などで、研究機関や学協会の研究資金獲得の面でのポジティブな評価をしているなどの特徴が認められた。

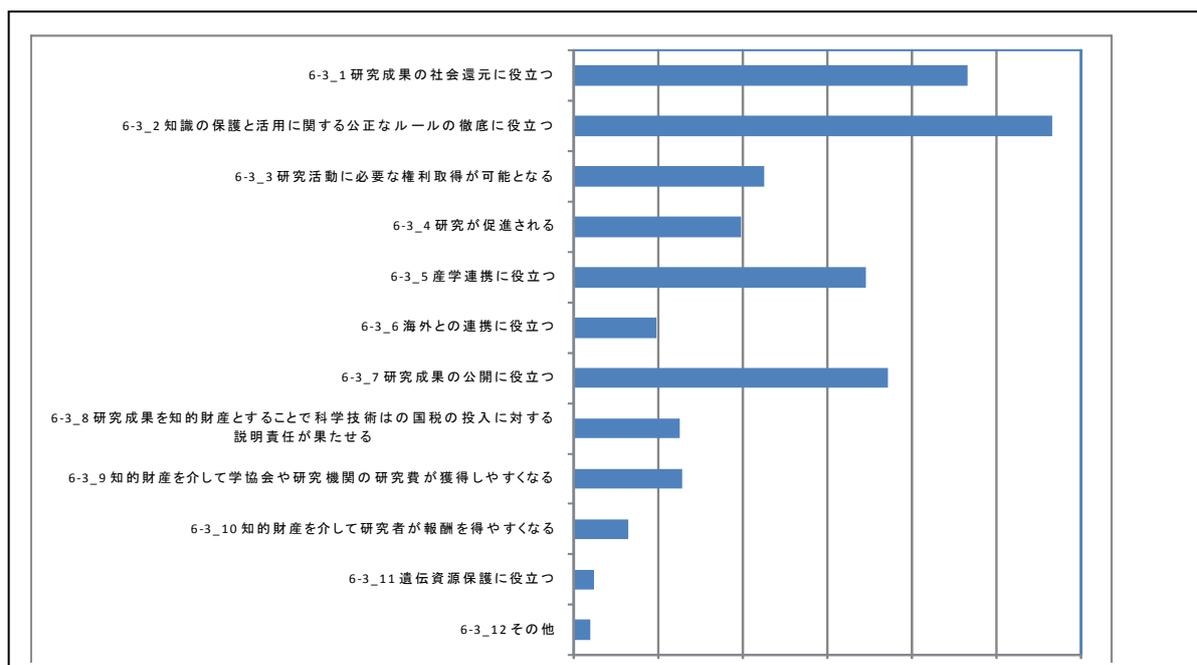


図11 知的財産権制度のプラス（ポジティブ）な評価の内容

一方マイナス（ネガティブ）な評価に関しては、図12に示すように、ネガティブな側面には成果公開の遅れや秘密主義、自由な研究活動の阻害などがあげられている。また社会還元を制約するという面でネガティブな評価があることは注目すべきである。知的財産権が成果の普及を促進する面と、全く逆に普及を阻害するという面も強く感じられていることが分かる。また権利意識の高まりによる自由な研究活動の制約の面でのネガティブ評価は分野共通にみられる。分野別では、医学・生物分野で研究方法の権利の問題に関してネガティブ評価が多く、自然科学、工学、医学・生物学で研究成果公開の遅れの問題が多い。自然科学、工学系で学生の参加への障害。秘密主義などの弊害が多く。工学系、医学・生物学系で研究の方向性の歪みがより多く指摘されている。自然科学、医学・生物で発明者認定のトラブルや知財南北問題。その他事務手続きの煩雑さなども指摘されている。さらに人文・法律系では、教育の商業主義による歪みを指摘する頻度が高かった。

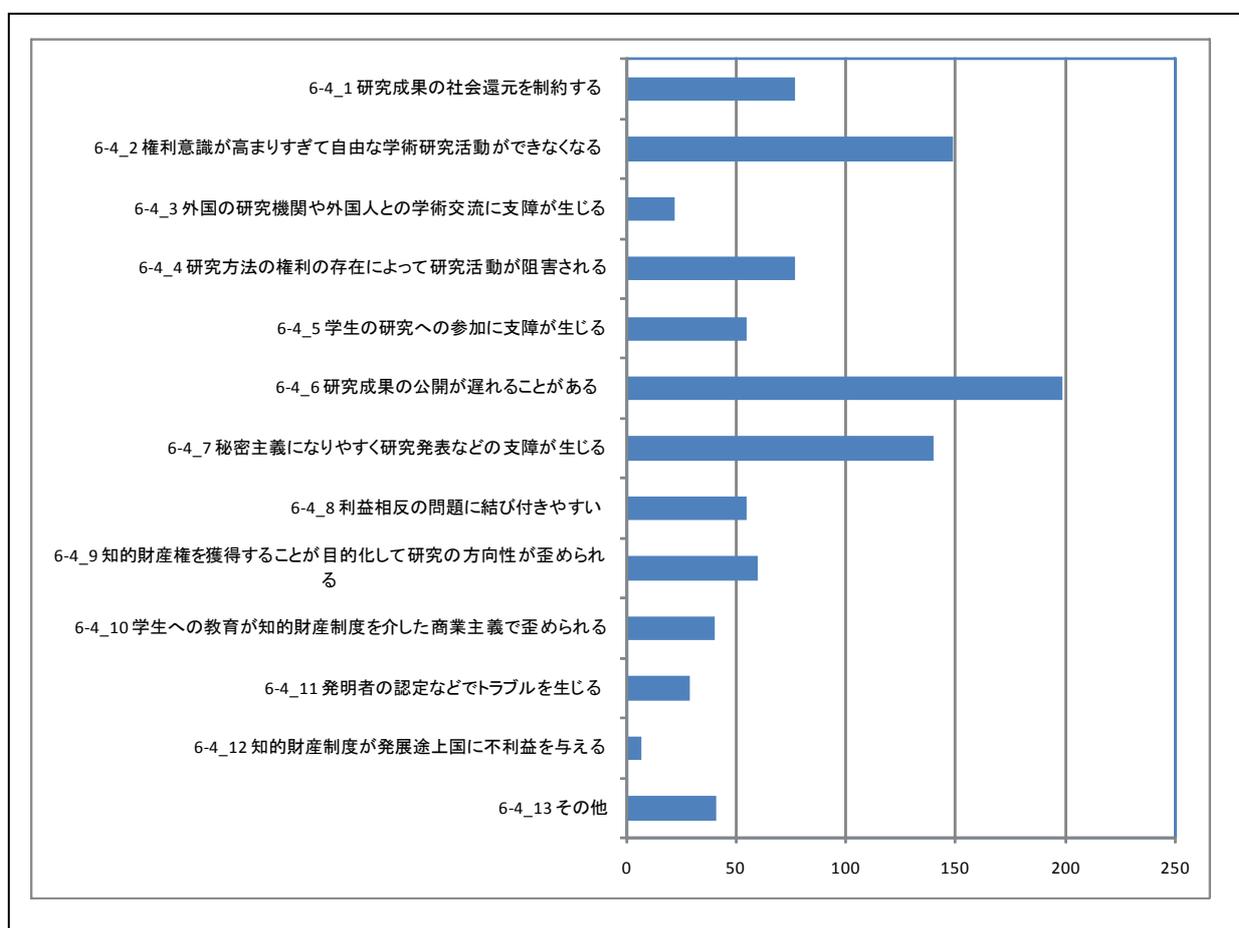


図12 知的財産権制度のマイナス（ネガティブ）な影響

一般的な学術活動に比べ、より知的財産権制度との接点が多く重要と考えられる産学連携活動と知的財産権の問題についての課題は、図13に示す。全般的に成果発表との関係、発明の評価や専門家や管理機能の不足に悩むケースが多いことが分かる。分野別にみると、自然科学、工学、医学・生物系などでは発明者の認定や譲渡対価、成

果発表との関係、発明の評価、専門家の不足などが問題視されている。また自然科学、工学系では、学生の発明取扱い、知財部門の機能不足、出願経費の不足、不適切な知財管理などが問題視されている傾向が見出された。

さらに産学連携に際しての科学者コミュニティの特許権等の契約に関しては、図 14 に示すように共同研究や大規模な産学連携プロジェクト、国際産学連携などの契約で生じる問題点が指摘されている。分野別にみると実証研究、理論研究、実用志向分野で産学連携の知財帰属の問題が重要であり、大型プロジェクトにおける知財管理問題は全分野共通、人文・法律系と融合学際分野で顕著な国際協力知財問題が課題。医学・生物系でマテリアルトランスファーが課題、社会科学、人文・法律系（比較舞踏学会等）ではプログラム著作権の問題、工学、医学・生物学、社会科学系でノウハウの問題などが目につく。

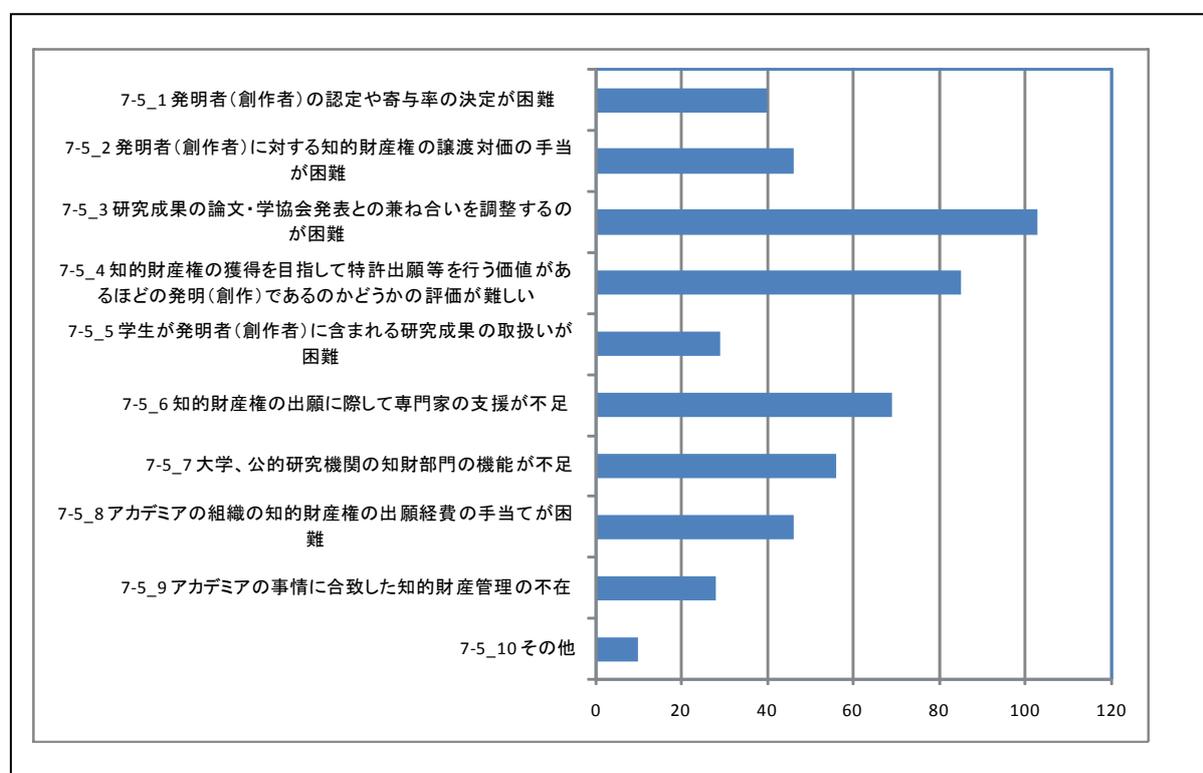


図 13 産学連携に関して、科学者コミュニティの研究者等が知的財産権の出願（特許出願など）を行う際の課題

産学連携活動において知的財産のライセンスが行われるが、この際どのような条件で知的財産のライセンスが行われればよいのか、あるいは制約を加える必要がないのかなどについては、知財の創造の担い手である科学者コミュニティとして考慮する必要がある。

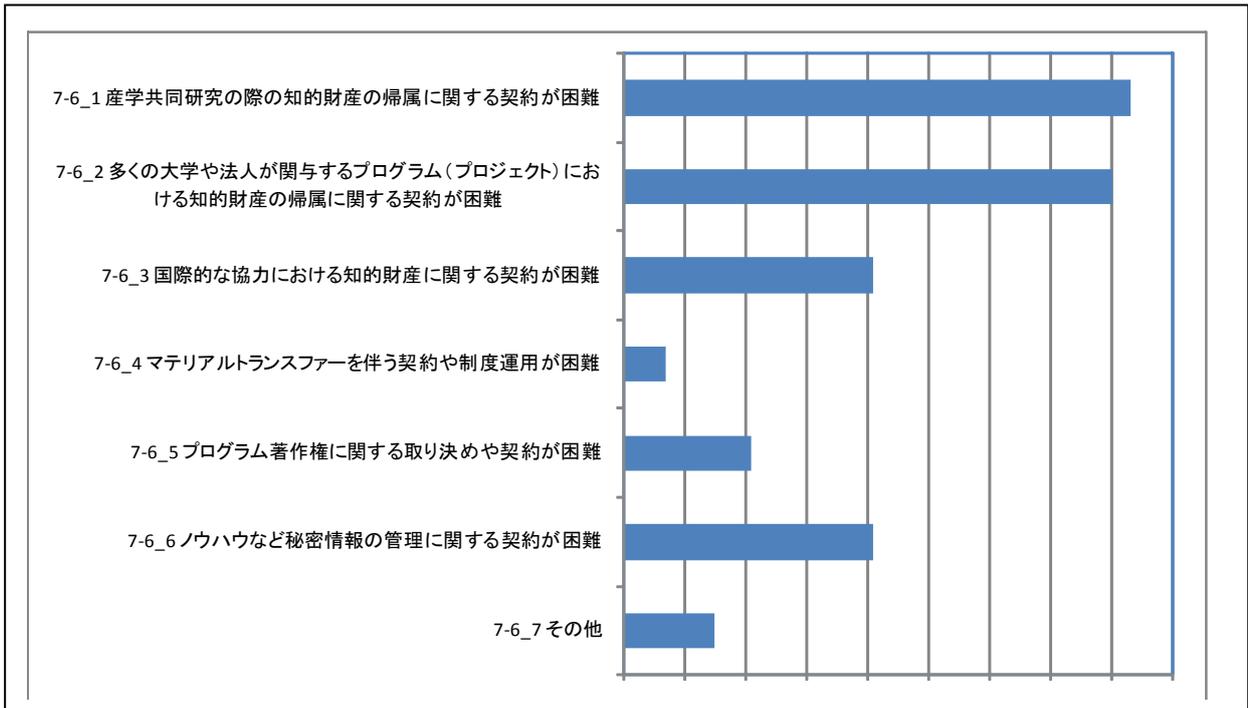


図 14 産学連携に関係して、科学者コミュニティの特許権等の契約に関して問題と考えること

図 15 に見られるように、非独占で実用化に貢献する企業に、廉価でライセンスすることが望まれていることが分かる。自らの研究成果の実用化を広く進めるために最も適切な条件を望んでいると思われる。研究実施に必要なリサーチツールに関する特許権についても、やはり特許を取得した場合でも無償で利用を認めるとする意見が大勢を占めた。

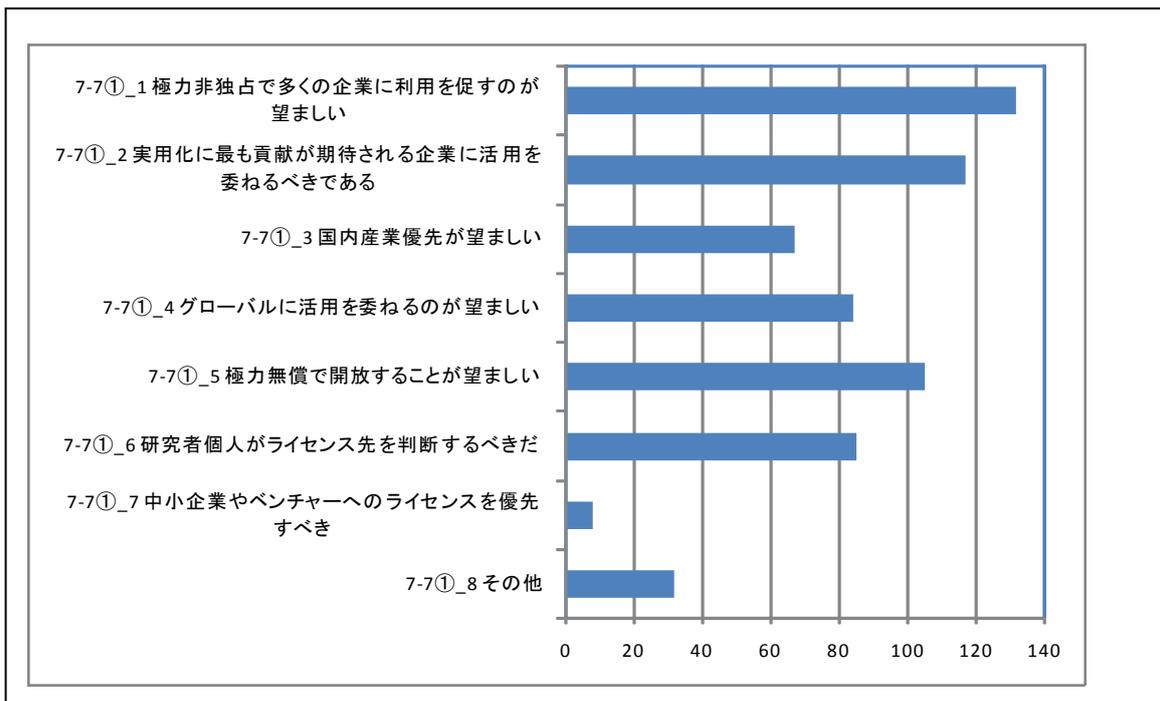


図 15 科学者コミュニティからの知的財産権のライセンスのあり方

その他知的財産権制度が、研究のインセンティブになるかどうかを聞いたところ、図 16 に示すようにその回答はばらつき、特に知的財産の金銭的報酬の面でインセンティブとなっているとは必ずしも言えないことが分かった。

図 17 は知的財産訴訟における専門委員制度に関して質問を行ったものである。現在知的財産権に関わる訴訟に際しては、学協会等から推薦をされた専門委員が裁判所に派遣されて技術的なアドバイスを行っているが、この専門委員制度自身は 100 以上の学術分野の回答者に認知されていることが分かった半面、その制度が役立っているかどうかという点では必ずしも確信がない状況であることが分かった。

以上のアンケート調査から、①科学者コミュニティの自由な学術研究と、学術研究の成果として生み出される新たな知見の知的財産活動との調和を図ること、②科学者コミュニティの生み出す新知見の権利保護を進めつつ、権利化された成果への世界中からのアクセスを可能にすることとの調和を図ること、③産学連携における知的財産活動の見直しを図ることによりよい制度の構築を図ること、④科学者コミュニティの知見を知財司法において活用し、よりよい司法判断を可能にすること、等の課題が浮かび上がってくるものと思われる。

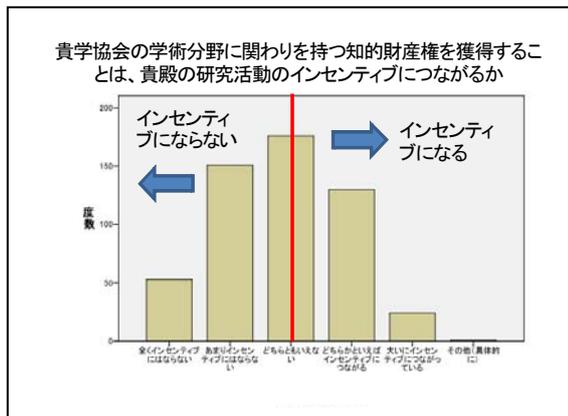


図 16 研究のインセンティブ

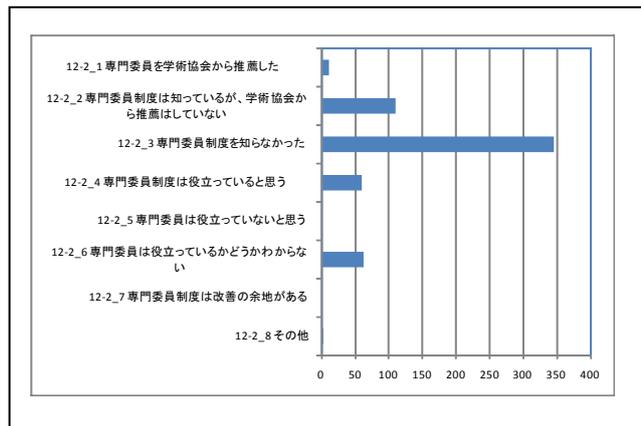


図 17 専門委員制度について

<参考資料 3> 知的財産検討分科会審議経過

平成 20 年 12 月 25 日 日本学術会議幹事会（第 70 回）

- ・ 科学者委員会知的財産検討分科会設置の決定

第 1 回：平成 21 年 4 月 27 日

- ・ 委員長、副委員長、幹事の選出
- ・ 知的財産検討分科会の設置について
- ・ 「学術団体における知的財産制度のあり方についてのアンケート調査」について
- ・ 議論のポイントについて

第 2 回：平成 21 年 7 月 31 日

- ・ 委員等からのヒアリング
- ・ 報告取りまとめの方針について

第 3 回：平成 21 年 9 月 25 日

- ・ 委員等からのヒアリング
- ・ 審議経過報告について
- ・ シンポジウムの内容について

第 4 回：平成 21 年 10 月 29 日

- ・ 報告案の審議

第 5 回：平成 21 年 12 月 14 日

- ・ 報告案の審議、取りまとめ
- ・ シンポジウム「科学者コミュニティと知的財産制度」（日本学術会議講堂）開催

第 6 回：平成 22 年 2 月 3 日

- ・ 報告案の審議、取りまとめ

第 7 回：平成 22 年 4 月 26 日

- ・ 報告案最終版の審議、取りまとめ

日本学術会議科学者委員会を経て、日本学術会議幹事会（第 100 回）（平成 22 年 7 月 22 日）において、報告『科学者コミュニティから見た今後の知的財産権制度のあり方について』を承認